

# 南アルプス市 白根中央公園の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月19日

南アルプス市 白根中央公園 指定管理者

特定非営利活動法人 山梨県スポーツアカデミー

## 1 はじめに

本ガイドラインは、スポーツ庁がまとめた社会体育施設を再開するに当たっての基本的な考え方、並びに山梨県の休業要請を解除するための基準に基づき作成する。

## 2 基本的な考え方

山梨県の基準に基づき適切な感染防止対策を講じた上で、南アルプス市の同意を得て施設の貸し出し、利用を再開する。

また、当面の間、急激な感染拡大への備えと「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとる。

## 3 再開時の感染防止策

感染防止のための本法人自ら実施する事項、利用者が遵守すべき事項をチェックリスト化し、管理事務所に掲示するとともに各事項が遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、施設に関係する者全員が感染防止に取り組む体制をとる。

### (1) 施設の予約受付時の対応

施設の予約受付に際し、感染拡大防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求める。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。さらにイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、利用を許可しない。

利用者に求める感染拡大防止のための措置

- ① 以下に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面確認）
  - ア 体調がよくない場合（発熱（平熱より1度以上）・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去14日間以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の利用者、施設管理スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決定したその他の措置の遵守及び指示に従うこと。

- ⑦ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## (2) 当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や安全に受付を実施するため、以下のとおり受付事務を行う。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- ② 発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかける。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ④ 利用者が距離をおいて並べるように目印等の設置を行う。
- ⑤ 受付を行うスタッフは、マスクを着用する。
- ⑥ 受付を行うスタッフは、業務開始前に検温・体調確認を行い発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状等がある場合は、出勤を停止する。
- ⑦ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の導入を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避ける。
- ⑧ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。

## (3) 利用者への要求事項

### 1) 体調の確認

利用者は、利用当日に以下の事項を記載した書面を提出する。なお、団体、イベント利用の場合は、代表者が参加者全員の情報を取りまとめ保管する。また、その際、体温や利用前2週間の体調等については、入場の際、確認する。

- ① 氏名、年齢、住所、電話番号
- ② 利用当日の体温
- ③ 利用前2週間における以下の事項の有無
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
  - ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
  - エ 嗅覚や味覚の異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### 2) マスク等の準備

施設管理者は、利用者がマスクを準備しているか確認する。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとするものの、受付、着替え、休憩、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用する。

### 3) 施設利用前後の留意事項

利用する個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても三つの密を避け、会話時にマスクを着用するなどの感染予防対策に十分に配慮する。

#### (4) 施設管理者が準備等すべき事項

##### 1) 手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう配慮する。

- ① 手洗い場には、石鹸を用意する。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の表示を行う。
- ③ 利用者に、手洗い後に手を拭くタオルなどを持参することを周知する。
- ④ アルコール等の手指消毒剤を用意する

##### 2) 休憩

休憩時は、感染リスクが比較的高いと考えられるので、対面での休憩や休憩時にできる限り会話をしないよう利用者に呼びかける。

##### 3) トイレ

トイレは、感染リスクが比較的高いと考えられるので、以下のとおり管理する。

- ① トイレ内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 手洗い場には、石鹸を用意する。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の表示を行う。
- ⑤ 利用者に、手洗い後に手を拭くタオルなどを持参することを周知する。

##### 4) スポーツ用具の管理

スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参するよう周知する。やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒する。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒する。

##### 5) 施設的环境

###### ① 換気

換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う。換気設備がないことからドアを2方向開け利用することを周知する。

###### ② 施設の維持管理

管理に当たっては、感染拡大防止の観点からも、改めて関係法令等に従った適切な管理を行う。

###### ③ その他留意点

会話や接触による感染リスクが高まるので、密な状態とならない対応を行う。

##### 6) 施設の入り口

施設の入口に手指の消毒剤を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示する。

## 7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して縛り、マスク、手袋を着用し回収する。また、回収後は、石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をする。

## 8) 清掃・消毒

不特定多数が触れる環境表面を始業前、終業後に市販の洗浄剤や漂白剤を用いて清拭消毒を行う。

## (5) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

利用者等に対し、以下の留意点や遵守すべき内容の周知徹底を図る。

### ① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から周囲の人と距離を空けること。  
(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

強度が高い運動・スポーツにおいては、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。また、マスクをしていない場合は、十分な距離を空けるよう特に留意すること。

### ② 位置取り

走る、歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

### ③ その他

ア 運動・スポーツ中に、つばや痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用は行わないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周辺の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は、控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

オ イベント主催者等が運動・スポーツの際、栄養補給等として飲食物を提供する際は、以下に配慮して適切に行うこと。

i 利用者が飲食物を手にする前に手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること。

ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

iii 飲食物を取り扱うスタッフには、マスク、手袋を着用させること。

## (6) その他留意事

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面については、利用後 30 日間保存する。また、利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合は、南アルプス市と連携し、山梨県の指示に従い対応することとする。